

大阪府障がい児等療育支援事業実施要綱

(目的)

第1条 大阪府障がい児等療育支援事業（以下「支援事業」という。）は、在宅の障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する機能との重層的な連携を図り、もって障がい児（者）の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 大阪府は、支援事業の実施を第4条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動法人等（以下、「社会福祉法人等」という。）に委託する。

2 支援事業の委託を受けた社会福祉法人等は、この事業の目的を達成するため、福祉事務所、子ども家庭センター（児童福祉法第15条に規定する相談所をいう。）、更生相談所等と緊密な連携を図り、この事業の円滑な運営に努めるものとする。

(対象者)

第3条 支援事業の対象者は、府内（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市及び同法第252条の22に規定する中核市も除く。）に居住する在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児及びその家族等とする。

ただし、地域の実情や障がい児（者）及びその家族の置かれている状況を勘案し、専門的な支援を必要とすると大阪府が認める場合は、この限りでない。

(実施機関)

第4条 支援事業を実施する機関（以下、「実施機関」という。）は、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者、地域活動支援センターの設置者、知的障がい児施設、知的障がい児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障がい児施設、知的障がい者更生施設（入所・通所）、知的障がい者授産施設（入所・通所）のなかから、あらかじめ知事が実施の可否を勘案して指定する。

(事業の内容)

第5条 実施機関は在宅障がい児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、その有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障がい児（者）及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的として、以下の事業を行うものとする。

(1) 在宅重症心身障がい児（者）訪問支援事業

相談・指導を希望する在宅の重症心身障がい児（者）及びその家族等に対し、指導を担当する職員を家庭に定期的もしくは随時訪問させ、又は、相談・

指導を必要とする地域を巡回させる等の方法により、地域の在宅の重症心身障がい児（者）及びその家族等に対して各種の相談・指導を行うものとする。

（2）在宅障がい児訪問支援事業

相談・指導を希望する在宅の障がい児（者）及びその家族等に対し、指導を担当する職員を家庭に定期的もしくは隨時訪問させ、又は、相談・指導を必要とする地域を巡回させる等の方法により、地域の在宅の障がい児（者）及びその家族等に対して各種の相談・指導を行うものとする。

（3）障がい児外来相談支援事業

在宅の障がい児（者）及びその家族等に対し、外来の方法により各種の相談・指導を行うものとする。

（4）施設支援指導事業

児童デイサービス事業者、障がい児通園（デイサービス）事業（昭和47年8月23日付け児発第545号厚生省児童家庭局長通知による事業をいう。）及び障がい児保育を行う保育所等の職員等に対し、在宅障がい児（者）の療育に関する技術の指導を行うものとする。

（5）専門集団療育事業

障がい児の療育に関する担当者が、市町村、保育所、幼稚園、学校、医療機関等からの紹介を受けた困難事例に対し、専門的な立場から、集団による各種の相談・支援を行うことにより、在宅障がい児（者）に対し、総合的な療育支援を行うものとする。

（6）ピアカウンセラー派遣事業

障がい児（者）の療育に関する担当職員が、実施機関、市町村及び入所施設等からピアカウンセラーの派遣依頼を受け、心理サポートを含めた自立生活支援が必要な事例等ピアカウンセリングの実施が必要と認めた案件に対し、訪問カウンセリングを行うものとする。

（利用の申込み等）

第6条 支援事業の実施方法並びに利用については、別に定めるところによる。

（関係機関との連携）

第7条 実施機関は、本事業を円滑かつ効率的に実施するため、市町村、福祉事務所、子ども家庭センター、更生相談所のほか、保健所、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者、障がい児（者）施設、医療機関、職業安定所、特別支援学校等及び児童・民生委員、相談員等との連携強化を図ることとし、サービス調整会議等の関係機関のネットワーク会議を定期的に開催して、地域の相談体制の整備に努めるものとする。

（経費等）

第8条 実施機関において支援事業を実施するために要した経費は、府が支援事業を委託した社会福祉法人等に委託料として支弁する。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成9年1月22日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月28日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。